

公益財団法人大田区産業振興協会の名義使用を希望される方へ

1 名義の種類

名義の種類は、下記の3種類があります。

a	共催	公益財団法人大田区産業振興協会（以下、「協会」という。）の事務事業又はこれと密接な関係を有する事務事業について、協会が協会以外の事業者（以下、「主催者」という。）と共同して当該事務事業を主催すること。
b	後援	主催者が行う事業に協会が間接的に協力するため、協会の名義使用を承認すること。
c	協賛	主催者が行う事業に協会が賛同の意思を表示するため、協会の名義使用を承認すること。

2 名義使用の承認基準

（公財）大田区産業振興協会は、下記の基準をすべて満たすものについて、名義の使用を承認します。

（1）事業内容や目的が、大田区全域における産業振興の活性化、産業を担う勤労者の福祉向上に寄与し、公益性のあるもの。

ただし、政治、宗教、営利活動と認められるものは除く。

（2）主催者の所在が明確で、事業を遂行する能力を有し、遂行能力に信頼性があること。

（3）事業規模が、区内全域にわたるもので一般公開できること。

（4）開催場所等については、公衆衛生や安全確保が十分に図れていること。

（5）入場料、出品料、参加料などが無料もしくは実費程度以下であること。

（6）過去に名義使用承認をした事業は、主催者が使用条件を守り、報告書を提出していること。

3 申請方法

所定の申請用紙に必要な書類を添付して、必ず 事業開催日の3ヶ月前 までにお申し込みください。通常2週間程度で承認（または不承認）を通知します。 ※事業開催日まで3ヶ月を切った場合、受付をお断りする場合があります。	必要書類
	（1）名義使用申請書（第1号様式） （2）団体規約、会員・役員名簿 （3）申請対象事業の予算書 （4）印刷物の原稿 （パンフレット・チラシ・ポスター等） （5）過去1年間の事業実績・収支決算書

4 事業終了後

所定の報告用紙に必要な書類を添付して、事業終了日から2ヶ月以内に提出をしてください。	必要書類
	(1) 実施報告書 (第5号様式) (2) 申請した事業の決算書 (3) 事業に係るすべての印刷物 (パンフレット・チラシ・ポスター等)

5 その他

申請時と事業内容に変更点があった場合は、速やかに名義使用事業計画変更申請書 (第4号様式) を提出してください。

また、使用承認等がされる前に申請を取下げるときは名義使用申請取下げ書 (第6号様式) を、使用承認された後に事業を中止するときには名義使用事業中止届 (第7号様式) を提出してください。

報告書が提出されない場合や、申請と異なる事業を行った場合は、以後の名義使用の申請を受付できませんので、ご注意ください。

〈 問合せ先 〉

公益財団法人 大田区産業振興協会
事業グループ 施設サービスチーム
電 話 03-3733-6477
FAX 03-3733-6459